

第四十六回国会 衆議院 社会労働委員会 會議録 第四十五号

昭和三十九年五月二十一日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

○田口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、社会保障研究所法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。八木一男君。

○八木(一)委員 社会保障研究所法案について、厚生大臣や政府委員に御質問いたしたいと思ひます。

社会保障研究所法案が政府から提出になりましたことは、一歩前進としてよいことだと私は考えておりますが、しかし、この研究所法案の内容を見ますとまだ欠点も残っておりますし、またそれをいかにしにいたしました提案説明をお読みしますと、この中に、厚生省が社会保障に對してどのように取組もうと考へておられるかという思想があらわれております。この点についてはおただしておきながらと存じますので、そういう点について御質問を申し上げたいと思ひます。

社会保障研究所法案の提案理由の中に、「御承知のように、わが国の社会保障制度は、経済の高度成長、国民生活の向上に對して近年かなりの整備拡充が行なわれ、制度的には一応国民皆保険、皆年金の体制が確立を見るに至つたのであります。しかしながら、その内容をいかに検討いたしますと、各種制度間に著しいアンバランスが認められるなどいまだ解決を要すべき問題は少なくありません。」と言つた背景に、アンバランスの調整というものを考へて、制度の飛躍的な前進というところにやや消極的であるというように考へ方が底流を流しているように、この文章は読めるわけです。なおその次に、「今後西欧先進国の水準への到達を目ざして社会保障制度の計画的、合理的な発展をはかるためには、という文言で埋め合はせはしてございませうけれども、前にこのようにアンバランスといふことを抽出して特に書いてあるところを見ると、近い間はすることに専心をして、全体の引き上げ、全体の向上のほうには消極的だといふような考へ方が底流にあるように考へられるわけです。そういうことがあつては非常にゆゆしき問題だと考へますので、厚生大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 これはお話のとおり、アンバランスといふのはいまだある制度の間の問題でありますから、一応の問題になります。目標ではあります。これは社会保障制度全般をよくする、こういうことに目的がありまして、それへ到達するまでの間にいろいろのアンバランスが生ずる、現にもう生じておる、こういうことも一応の考へ方の中に入れて直すことを考へなければならぬ。しかし、アンバランスを直すといふことは、いまだある制度の

アンバランスの問題でありまして、將來の問題ではありません。將來は全体をよくするといふわけでありまして、それに到達するまでもアンバランスを直していきたい、こういうことである。

○八木(一)委員 厚生大臣の提案理由説明は、これは厚生大臣も目を通されたいと思ひますが、おそれる原局がつくられると思ひます。そこで原局のほうに、こういうときに、各制度がいまだにはなだ低水準であり、かつその間にアンバランスがあるのといふような文言が、社会保障についてほんとうの意味で熱心に取り組む考へ方があれば、当然出てくべきものではないかと考へます。それがアンバランスだけを特徴的に書くといふところに、消極的な考へ方の底流があらわれている。厚生大臣はそうでなくとも、各原局でそういうようなことがあると、これから予算要求でいつも消極的な要求しか出さない。しかも消極的な要求が削減をされても、それに対して強い抵抗を示さないといふことの原因がここにひそんでいゝと思ひます。こういう点は、提案理由を各原局が書く場合においても、あらゆる制度全体が、その中にいかにアンバランス上少しく見えても、本質的に見れば、はなはだそれが低いのだといふ考へ方に厚生省の各担当者が、考へてはわかつておられるとしても、いつも頭の中にあつて、いつもそれが口に出る、いつも文章にあらわれるといふような勢いで、社会保障制

度問題に取組んでもらわなければならぬと思ひますので、どうか厚生大臣からそういう問題について担当の各局各部の人に、そのような意味で積極的に取り組むべしというような指示とか訓示とか、そういうものを強力に与えていただきたいと思います。それが、それに対する厚生大臣の御意見を伺いた

○小林國務大臣 お話のとおりでありまして、その向きは私も担当局長等にも十分指示をいたして、さうな目標に向かつて努力することを要請することにいたしました。

○八木(一)委員 社会保障の問題について、厚生大臣は一つ一つの問題ではお答へにならなくてもけっこうですが、大体どういふ筋の問題について大きな欠陥があるといふふうにお考へになつておられるか、お考へがあらはらひとつ伺わしていただきたいと思います。

○小林國務大臣 これはもう前々から申し上げておるうちに、いまいふゆる社会保障の問題としては、生活保護の問題と医療保障の問題、所得保障の問題、これが三本の柱として行われておるのであります。ひとつ十分この問題を解決するといふことでなければならぬ。生活保護の問題は毎年問題になる問題でありまして、これもい

まの程度でとどまるべき問題でないことは当然でありますし、ただいま提案しておる厚生年金の問題は、これを契機として国民年金の問題に波及という

本日の會議に付した案件
社会保障研究所法案(内閣提出第一
○七号)

出席委員
委員長 田口長治郎君
理事 重雄君 理事 小沢 辰男君
理事 龜山 孝一君 理事 澁谷 直藏君
理事 田中 正巳君 理事 河野 正君
理事 小林 進君 理事 長谷川 保君
理事 浦野 幸男君 大坪 保雄君
理事 熊谷 義雄君 小宮山重四郎君
理事 竹内 繁一君 地崎宇三郎君
理事 中野 四郎君 西村 英一君
理事 橋本龍太郎君 松山千恵子君
理事 栗山 秀君 渡邊 良夫君
理事 亘 四郎君 伊藤よし子君
理事 滝井 義高君 八木 一男君
理事 山口シヅエ君 山田 耻目君
理事 吉村 吉雄君 本島百合子君
理事 吉川 兼光君

出席國務大臣
厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員
厚生事務官 梅本 純正君
(大臣官房長)
厚生事務官 小山進次郎君
(保険局長)

委員外の出席者
厚生事務官 伊部 英男君
(大臣官房審議官)
専門 員 安中 忠雄君

第一類第七号 社会労働委員会會議録第四十五号 昭和三十九年五月二十一日

か、その解決をしなければならぬといふことと同時に、医療保障の給付にしても不十分である、こういうふうなことを考えております。これは一般の国民に対する関係であります、そのほかいわゆる身体その他においてマイナスを背負つておる人々、これを一般人並みにやらせる、暮らさせる、あるいは社会に出れる、こういう二つの問題を總括的に申せば推し進める、こういうことになると思ひます。

○八木（一）委員　大臣の御答弁、その面においてそれが積極的に取り組まればけっこうだと思いますが、考え方を、別な考え方で私としては質問をしておいたわけです。全体に給付の程度が非常に低いという問題、急速にこれを変えなければならぬという問題と、それからいろいろな仕組みが社会保険に徹底しておらないで、往々にして相当な部分に社会保険的な考え方を——社会保険ならまだいいですが、私企業の保険的な考え方があって、必要とする人に給付がいかないというような欠陥があらゆる制度に多いというような問題、それからこの基準といったまはしては、憲法に保障されている健康で文化的な最低生活の保障は、生活保護法のあらゆる保障にこれが合わなければならないいけない。したがって、積極的な所得保障は、それを上回る健康で文化的な相当な程度でなければならぬという問題、そういう問題も考えて、積極的に推進をしていかなければならぬという問題だと思えます。それとともに、所得保障と医療保障——所得保障のほうをおもに申し上げましたが、医療保障のほうは、最新の最も有効な医療が、少なくとも一番最初には病気に

なった人がその家庭の一切の金銭の負担なしに、すぐに給付が完全に具体的に受けられる状態になって、金の問題のブレーキはかからない、近くに診療所がないというブレーキがかからない、手続上めんどくさいというようない、ブレーキがかからないというようにやっていただきたい。そういうようにして、病気になるいは負傷という状態のときに、金の心配など一切なしに最新にして最も有効なる治療が施される、それとともに、病気になるいようなためのあと保護、あるいはリハビリテーション、そういうことが完全に行なわれるということが必要だろうと思う。狭義の社会保障においてそういうことが直ちに必要でございしますが、さらに社会保障の対象としては、所得、医療だけの問題では足りないと思う。

社会保険を考へるときに、まだほかから考へなければならぬことがたくさんございます。厚生省の所管事項以外に、厚生大臣としては、社会保険を推進するの意において、ほかのどういふものゝ積極的にこれから考へよう、そうして推進しようとなされておられるか、ぜひひとつ伺つておきたいと思ひます。

○小林国務大臣　これは理想を言へば切りがございません。私はいつも考へておるのでありますが、いわゆる福祉国家といふものは国民所得がやはり相當なければできない、こういうことでありますので、理想は理想として、財政との調整といふものはどうしても必要であります。お話のように、日本の社会保険といふものは社会保険の要素が多く含まれておる。これはやはり国

の財政が許せばそんなものはせぬでもいいわけでありまして、社会保障だいいつてもいい。しかし、とにかく日本の国民総生産なり所得がそこまゝでいつておらぬ。しかしながら、漸次これは向上させなければならぬ、こういふことでありまして、これらの所得保障なり医療保障なりも、いわゆる社会保障の面がだんだんふえつつある、またこれからもふやさなければならぬといふことは当然でありまして、国民健康保険のごときも、もうすでに三割三分何厘というようないわけの社会保障の面が入つてきておりまして、今後、社会保険的な部分に依存するよりも、やはり国家財政に依存しなければならぬ面が相当ふえてくる。これは当然の傾向であり、社会保障のたどるべき道である、こういうふうに考えております。

これは、いま私どもは狭義の社会保険を申し上げたのでありますが、予防方面とか、あるいは、ことに私どもが御協力をいただいております環境衛生の問題などは、全くこれは広義の社会保障——健康にして文化的な生活を営むには、環境を整備しなければできないということは当然でありまして、いまでも予防衛生の問題と環境整備の問題というものが厚生省としては広義の社会保障であるということで、非常な力を注いでおることは御承知のとおりでございます。

○八木（二）委員　前に財政の問題と社会保険の問題を言われましたけれども、財政の問題は、財政論全体で、さらにも、高額所得者とか非常に所得の多い企業には相当の税金を負担させる、ほかの非常に生活の苦しい人々には減税を

する」という關係で、財政全体で支出をふやすことを考えられると思ひます。また不要な、不当な支出をほかの点で削減することによつて、最も大切な社会保障に持つてくるということでも解決ができるわけであります。しかし、そのほかに、この部門だけでも財政的に解決できる道があるわけであり、社会保険主義ということでもございますが、財源を得るために保険料の納入負担をさせるということを、現在の段階において私どもは否定をいたしておりません。それで、財源を得ることはいいけれども、その財源で保険料の納入に比例して給付を行なうというより、私の保険的なそういう概念を脱却していはば、財源は保険的に保険料から収入を得ても、給付は必要の人に必要ない給付をするという道を大きく進めることが出来るわけであります。そういう

う意味で、社会保険を社会保障的に變革していくということをもっと急速にやつていただきたいと思ひます」ともいふに、また長期の給付に關しては現在がいろいろの建設過程である。いろいろの点で財政が苦しいとしたならば、諸外国でもやつておるように、完全積立金方式を賦加方式にする、あるいは修正賦加方式にするという方式によつて、そういうことを解決する道もあるわけであります。一般財政的に解決の努力をする。それから、保険によつて得た資金の分配について、必要な人に必要な給付がいくという社会保障的な制度の變革をする。さらにそれでも足りないときは、賦加方式の方向に向かうということによつてこの問題を大きく進める道があるわけです。そういう点についてもっと積極的に御檢

討になつて、社会保障を積極的に推進していただきたいと思ふわけであります。それとともに、いま狭義の社会保障以外のことで、厚生省のほうの關係として、公衆衛生なり環境衛生という問題を言われました。これを積極的に推進されることは非常にけっこうであります。しかしながら、それ以上に、それと同等程度以上に厚生省所管外で考えなければならぬ問題があります。端的に申し上げますと、住宅の問題であります。住宅の問題は、当然社会保障の範疇に入ります。残念ながら、いま建設省というようなそれに適当でないところの所管になつておりますので、量の絶対量をふやす、それも非常にふえ方が少なくて、世の中一般が住宅不足に苦しんでおる状態でありますけれども、それは社会保障的な考へ方で行政を推進すべきであります。

す。ただ建てればよい、建てても一部の余裕のある人がいい家に入れるだけの結果である。ほんとうに住宅に困っている人が入れない。そういう人たちの問題については、そう一生懸命に考えないという性質を持っている省に所管事項としてあるというようなことは間違ひであります。社会保障のおもなる官庁である厚生省は、あるいはまた国務大臣としての厚生大臣は、社会保障の概念から住宅の問題を大きく推進していただかなければならないと思うわけがあります。そういう点についての厚生大臣の御所見を伺っておきたいと存じます。

〔委員長退席、井村委員長代理着席〕

○小林国務大臣　これはそのとおりであります。もとは、いわゆる小住宅

というものは厚生省の所管であつたところであり、いつかこれが建設省に移つた、こういうお話でありまして、工事をやる面に重点を置くか、目的に重点を置くか、こういうふうな問題があるわけであり、現在のようになつておられる政府が人づくりをいろいろ唱えておられますが、人づくりにはまずもつて家庭というものが大事だ、家庭のものは住宅だ、こういうことで住宅第一主義というふうなものを政府は取り上げておられますが、ただ、これをつくるという、そういう方面に重点を置いてその目的が十分に反映しておられぬ、こういう欠陥があるのであります。小住宅というふうなものは、当然、いわゆる社会保障の一環として厚生省が相當な発言権を持つてしかるべきだ、こういうふうには私は考えておるのであります。現在でも、ここで問題になります母子住宅とかあるいは老人用の住宅とかいうようなものが、若干われわれの主張によつてその割当ををもらふ、こういうことであります。きわめて不十分であります。私は、小住宅についての所管の問題、あるいはいまのように建設省の所管、こういうふうなことは適當でない、せめて共管にでもして両方でこの問題を進める必要がありはしないか、こういうことを考えておるのであります。政府におきましても、あるいは国会においても、私はこの問題について十分注意を喚起していただきたい、かように思つておるのでございます。厚生省といたしましては、厚生年金の還元融資、こういう問題がありますので、このほうへは相當程度力を入れて、住宅融資をいたしたいとわれわれのほうで

計画を進めております。こういうことであります。一般におきましても、とにかく必要なのは大きな住宅である。要するに、中小企業以下低所得者のための住宅が非常に必要を叫ばれておられる。こういうことを考えますれば、住宅の目的からいたしまして、私は所管等についても再検討いたす時期である、こういうふうな考えをしております。

○八木(一)委員 そのお考えは非常にけつこうでございますが、それを強力に、具体的に進めていただきたいと思つておられます。社会保障の問題で、われわれは医療とかあるいは所得とか失業とか、そういう狭義の社会保障について議論をしておりますけれども、住宅の問題は、實際的な意味ではそれらの問題に劣らないほど、憲法二十五条の精神に非常な重大な關係がある問題だと思ふ。家というものが安定していなければ、生活の根源が立たないし、その家が近いところに行けないために就職の条件が悪くなつたり、乗りものに乗る時間が多くてからだをこわしたり、あるいはそれで収入が實際的に減つてしまつたり、こういう問題もあつて、厚生省でたまたま濃厚な場合に、心配をしておられるけれども、その問題の底流で、小さな借利率に一世帯が入つておられるところで伝染病が家族にうつるという問題もございまして、また子供が勉強できないという問題もあつて、とにかくおとなと子供との生活で、同じ場所できれない問題が解決しないという問題もございまして、若い人が結婚できないという問題もありまして、根本的な問題であつ

うと思ひます。衣、食、住と言われまうけれども、着物のほうと食べもののほうは、これも非常に貧困な人に対する対策、あるいは労働者に対する対策が少なからず十分ではございせんけれども、とにかく、食べるほうと着るほうは何とかできるよになつて、住のほうだけがどうにも解決できない、かなり恵まれた状況にある人でも、一生運がつかつて、自分の住みたいところに住みたいようになつて、ある程度の住宅をつくり得るかどうかというところが、一生運の目的になつておられます。その目的を果たすのは、五十、六十になつて果たせる人が一部分、一生運の目的を果たせないで間借りなり、条件の悪いところに住んで一生運を送つてしまふ人が大部分という状態でありまして、日の当たらないようなところとか、大きな声で話したら隣に聞こえるから遠慮をしなければならぬところとか、若い夫婦と年寄りあるいは小さな子供が一緒に住んで、いろいろな点で夫婦生活まで遠慮をしなければならぬ状態であるとか、片一方で勉強したら片一方で仕事ができないうという状況であるとか、そういう状態でありまして、そういう状況を、それをこのままにじんげんとして放置することができないのであつて、社会保障をおもに所管しておられる厚生大臣としては、どんな事情があつても建設省のなまけ、内閣のなまけからは許されぬ、少なくとも二年、三年の間に全部の人に一世帯に一住宅を与えるという施策を、いかなる困難を乗り越えてもやらなければならぬし、それだけでは済まない、将来は一人一室といふところまで進まなければならぬとい

う勢いでやつていただかなければならぬと思ひます。どうかひとつ閣議で堂々と主張をしていただきたい。いまの住宅政策は、たとえば第一種公営住宅に入りた人が入れない。間借りをするよりも、また小さな家を借りるよりも一種の公営住宅に入つたほうが安い。一種に入れない人は、ほかのところでも借りるよりも公団住宅に入つたほうが安い。公庫住宅をつくるには、土地がなければ、頭金がなければ借りられない。金のある人に金を貸して、金のない人が金が借りられないという状況。社会保障の観点からすれば、全くかさまの住宅政策をそのまま許しておいて、こういうことでは厚生大臣は責任を果たしたとは言えないと思ふ。この際、河野一郎君がどんなことを言おうとも、あなたの住宅政策は間違つておる、すぐ直すか、責任をとつてやめなさい。総理大臣に對して、池田さん、あなたが直さなければいかぬといふやうなことでやつていかなければならぬと思ふ。そういう点で、住宅政策について強力に推進をしていただくことを要望するわけでございますが、もう一言御答弁を願ひたいと思ふ。

○小林国務大臣 御趣旨はよくわかりました。さうな方向に進みたい、かように存じます。

○八木(一)委員 それでは、少し具体的な問題に入りたいと思ひます。事務局長からでもけっこうですが、この中、實際の研究をする人の人数と、部門別にどのように御研究願うように原局としては考えておられるか、その問題についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○梅本政府委員 研究所の人員でござ

います。本年の予算におきまして、役員として所長一名、理事二名、監事一名、職員として研究員五人、事務職員五人、それから非常勤の研究員十人、非常勤の顧問一人、それから非常勤の評議員三人、こういう構成になつております。

○八木(一)委員 これはもちろん、研究所ができて所長が理事と一緒に理事会ではかつて、いろいろな計画をつくられると思ひますが、とにかくいまは、たたき合ひたいなものを準備をされておるのじゃないかと思ふ。五名の常勤の研究員、十名の非常勤の研究員の方々に、おもにどうした面について御研究になつていただくのがいいかという原案など用意しておられるのじゃないかと思ふのですが、それについてひとつ。

○梅本政府委員 昨日も申し上げましたが、この研究所の主要な研究項目といたしまして、西歐諸国における社会保障の現状と動向という点の一つの資料として考えております。また当面のわが国の社会保障につきましても、問題点という意味で、もう少し具体化した問題といたしまして、社会保障の国民経済への影響、たとえば消費、貯蓄、投資等への影響、それから社会保障の所得格差は正機能、それから社会保障と企業の福利厚生施設との關係、それからいわゆるわが国の二重構造の緩和と、社会保障が構造改革としてどういう役割を果たし得るかというやうな問題、それから社会経済発展段階と社会保障の規模との関連、それから、よくいわれます人口構造の変化に伴う社会保障の役割、それから地域開発の推進と社会保障の役割、ある

いは低所得層の動向と低所得対策の方
向、こういふような点を研究テーマに
いたして考えたらどうか、まあ、た
き台という意味でわれわれのほうでは
考えております。

先ほど申し上げました研究員でござ
います。常勤の研究員五名は、平年
度に直しますと十二名ということにな
ります。非常勤の研究員と常勤を合わ
せて二十二名ばかりの要員がござ
いますので、その辺の委員の専門別とし
ましては、経済学、財政学、社会学、
統計学、法学、こういふふうな関係の
専門の学者をお願いして、テーマごと
に、いままでもなかったこういふおの
の専門家の立場からの御研究を総合
的につくり上げていく。きのうもいろ
いろ議論になりました厚生科学研究費
との関係、あるいはおの試験研究
機関との関係というものもございま
す。いままでの研究は、たとえば経済
学者のグループをお願いしておい
た、あるいは社会学者をお願いして
おいた、そういういきさつになりました
のは、御承知のように社会保障学で
あるとか、そういうふうなまだ社会保
障としてまとめた学問体系ができて
おりませんので、いままでの関連のあ
る学者をお願いしておりますが、こ
の研究所のねらいとしては、先ほ
ど申しました大きなテーマにつきま
して、従来からあります学問体系の中
の専門家が御研究を願いました角度をぶ
つけ合っていたら、批判し合っていたら
いいだいて総合的なものをつくり上げ
ていったらどうかというものが、大体わ
れわれの考えておる構想であります。

○八木(一)委員 もちろん、どうい
ふにやるかということ、研究所目
念として考えなければならぬ問題に
なろうかと思ひます。食糧の問題、住
宅の問題、それから教育の問題の中
の育英というふうな問題は、これは完全
に社会保障の概念で考えなければなら
ない。また別な、憲法条文による義務
教育無償というふうな点がございま
すけれども、義務教育が実上は無償で
行なわれていないという条件も、これ
はまた考えていかなければならない。
そういうところで学者の先生方は十分
御研究になるところを期待しますが、
予測もしているわけでもございませ
ん。元来、社会保障という概念が人々によつ
て違ふ。それで政府の扱いがまた違
う。また、先年のこの前の国会にお
いて、失業対策費というものは、明らか
に予算案項においては社会保障費に入
れておきながら、あれを雇用問題とし
て社会保障制度審議会にかけないとい
うふうな、政府みずからの意識の不統
一がある。でございませうから、そうい
う点について、ほんとうに社会保障と
いう、ほんとうの精神に合うように、
あらゆる関連のものについて御調査を
願ふ必要があると私は考へるわけ
です。そこを、いろいろの原局の説明な
り、あるいはまた説明の行き過ぎなり
説明の不十分なり、そういうふうなこ
とで、学問に熱心な先生方が、その一
番最初の大事なところで、社会保障を
狭義に解するとか広義に解するとかい
うことでチェックを受けるわけで、最も
な、総合的な研究ができるように、そ
のようになつていかなければならぬ
と思う。その点について厚生大臣や官
房長の意見を伺つておきたい。

○小林国務大臣 そのとおりでありま
す。

○八木(一)委員 そこで、いまのよう
な分け方でやられたのは、いろいろ学
問的に研究される点において一つの適
切な方法ではないかと思ひますが、私
が、学者ではございませぬが、この問
題に私なりに一生懸命取組んでいろ
うの影響というふうになりますと、
社会保障というものの概念がはつきり
してこない。狭義のものもあるし、関
連とかいろいろのこぼれを使つておるも
のもあるし、かつちりとした定義がな
いわけですね。その場合に、私がいま
言つたような住宅の問題なり、おそ
らく公衆衛生や環境衛生はもちろ
んでしやうけれども、住宅の問題なり
育英資金の問題なりあるいは食糧費の
問題、たとえば消費者米価というも
のは、いまはそれほど具体的な役割
を果たしてありませんけれども、戦後
においては、実際の社会保障の役割
を非常に果たしておたわけですね。
今後、たとえば乳幼児とかあるいは妊
産婦、そういう人たちの、主食とほ
んど同じような重要な栄養品である牛
乳その他の乳製品、またそれにかわる
べきたん白資源、そういうふうな問題
について、やはりこれも社会保障の概
念として考えなければならぬ問題に

持つてやるんだ、そういう中立性ある
いは独立性というものを考へて、こ
ういふふうな特殊法人にしたんだとい
うことになつておりました。ただ、こ
ういふものをつくる場合には、一応皆
さんからも何をやらせるんだと言われ
るからして、こういうことを考へてお
りますというのを例示しただけであ
ります。研究自体は、研究所の自主性
によつて行なわれるということでは当
然であります。いまのところ私も、こ
ういふことを考へておきたいと思ひ
ます。そういうことでもございませ
ん。予測もしているわけでもござい
ませぬ。元来、社会保障という概念が
人々によつて違ふ。それで政府の
扱いがまた違ふ。また、先年のこの
前の国会において、失業対策費とい
うものは、明らかに社会保障費に入
れておきながら、あれを雇用問題と
して社会保障制度審議会にかけない
というふうな、政府みずからの意識
の不統一がある。でございませう
から、そういう点について、ほんとう
に社会保障という、ほんとうの精神
に合うように、あらゆる関連のもの
について御調査を願ふ必要があると
私は考へるわけですね。そこを、い
ろいろの原局の説明なり、あるいは
また説明の行き過ぎなり説明の不
十分なり、そういうふうなことで、
学問に熱心な先生方が、その一番
最初の大事なところで、社会保障を
狭義に解するとか広義に解するとか
いふことでチェックを受けるわけで、
最もな、総合的な研究ができるよう
に、そのようになつていかなければ
ならぬと思う。その点について厚生
大臣や官房長の意見を伺つておき
たい。

○小林国務大臣 それは、社会保障研
究所が自主性と申しますか、独自性
を保つた研究がされる機関になつて
ほしいと思へるわけです。そこで、い
ま厚生大臣にこころいふ議論をして
おくことによつて、少なくとも住宅が
入らないというふうな変なブレイキ
がかからないようにというふうな認識
しておきたいと思ひます。そういう
点で厚生大臣にひとつ伺つておき
たいと思ひます。

○小林国務大臣 これはもう、研究
所がございませぬ、研究所の運営に
ついては国会の議論等も、当然連記
等も読んで参酌をしてやられる、こ
ういふふうな、こころいふ議論は私
は非常に大事なことだといふふう
に考へております。

○八木(一)委員 厚生大臣は、住宅
の問題や何かが研究所の問題と一
住宅の問題とか育英資金の問題とか
あるいはまた乳製品の問題は、広義
の社会保障になると考へておられる
と思ひますが、それについて厚生大
臣のお考へを伺つておきたい。

○小林国務大臣 広義の社会保障に
入ると考へております。

○八木(一)委員 それでは、さらに具
体的な条文に入らせていただきた
いと思ひます。

第一条の目的であります。第一条に
は、「社会保障研究所は、社会保障に
関する基礎的かつ総合的な調査研究
を行ない、及びその成果を普及し、も
つて国民の福祉の向上に寄与するこ
とを目的とする。」まあどこに寄与
するところにあるわけですね。それで、
私のひつかりますことは、「普及し、
及びその成果を普及し、」この
「普及し、」というところにあるわけ
です。「成果を普及し、」というこ
とは、日本語でありますから、幾ら
でも解釈

るのです。あくまでも目的は中立的な、基礎的な、総合的な調査であつて、調査を発表することは、どこどころに何も書いてなくてもあたりまえの話です。それを普及するということになる、場合によつて内閣がひん曲がつた内閣であり、厚生大臣や現局がひん曲がつていると、自分の貧弱な政策を弁護するためにそれを使おうとしたりということも起こらないとも限りませんし、そういう点で心配が残ると思ふ、役所にそれをさせたら、また逆な点で心配も起こります。学者が、純粹な研究所自身が発表したほうが中立的な発表をし、説明をするからいいという面ももちろんありますけれども、普及宣伝ということとは、何らかの目的を――調査研究が目的でなしに、何かその成果の普及宣伝が目的のように並べて書いてありますが、そのようになりますと色がつくような危険性があります。これは先の話でわかりませんが、私の心配したことは十分大臣も現局の方もおわかりでございまいしょうと思いますから、全然色がつかないように、ひととせひ厚生大臣も現局も、次々の方に嚴重な申し送りをされるときにも、役員の方々に、もちろん純粹な学者だからそのようなお氣持かどうかと思ひますが、そういう御説明をやつておいていただきたい。

その次に、役員の任命でありますが、所長及び監事は、厚生大臣が任命する。「理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。」ということになつております。そうなるが、非常に大切な研究所の運営をする人が、ほとんど直接または間接に厚生大臣によつて任命されることになる。厚生大臣が

非常にりっぱな厚生大臣、小林さんもその一人でございますが、そういう方でもございませんたらしいのですが、それでもない方が厚生大臣におつきになることも絶対に絶無ではないと思う。それで色つきの役員を任命したり何かして、大事な研究所の任務が曲がることゝがあつてはたいへんだと思ひまするが、それについて厚生大臣のお考えをひとつ伺ひたいと思ひます。

○小林国務大臣　これもいろいろな、

いわゆる準政府機關、全体の經費が政府の補助によつてまかなわれる、こういうふうなたてまえから言つて、ある程度のこういふふうな措置もやむを得ぬ程度じゃないかというふうに考へております。

○八木(一)委員 實際に所長が任命されるるとき、また所長が他の理事を任命するとともに厚生大臣の認可を受けられるとき、そういうときに厚生大臣としては、各般の意向を聞いて参考とされて、それで所長の任命あるいは所長にされて、それで所長の任命をされることにまいります理事の任命をされることにならなければならぬと思います。するが、厚生大臣のお考えのほどを、伺っておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 事實問題としてそれが、ただ、法文の上にあらわすことはどうかという事で、こういうふうになつております。

○八木(一)委員 法文の上ではこうです。これはわかつております。わかつておりますが、社会保障の研究所を主宰する人はだれが適任者であるかということは、厚生大臣が長いこと厚生行政を引き続きやっておられれば、その点の一番適任者が自分ではと頭に浮か

かぶと思ひますけれども、所長の改選期一週間前に厚生大臣になられたというよりなことでは、なかなか頭に浮かばないと思うのです。そういうときには、おそらく普通されることは、たとえば厚生省の方々、局長や次官にもいろいろ意見を聞かれると思うのです。だけれども、そういうことよりも、これは法律上の問題ではございませんけれども、たとえば社会保障制度審議会の会長であるとか、そういうような方

にも伺われて——あくまでもこれは参考であります。が伺われて、最後に自分で判断をされるということになろうと思います。普通だと、役所の担当局に伺われるということにすぎなくなってしまふのでございますが、その考えも参

考として伺うのはいいと思いますが、民主的な権威のある審議会なり、あるいはその他の権威ある方々なりに参考意見を伺われて、それで厚生大臣として御決定になるというような、よりよき慣習をつけていただきたいと思えます。それについて厚生大臣の考えを伺いたい。

○小林国務大臣　当然そうなると思えます。

○八木(一)委員 その次に、予算について、ここに載っておりますが、一応原局から御説明を願いたいと思います。項目はごく簡単でいいですから。

○梅本政府委員 本年度の予算といいた

しまして、これは補助金になっております。総額千六百万円。この内訳といたしまして、設立準備費百七十六万一千円。この設立準備費の内訳といたしましては、委員手当、職員給与、事務費、委員等旅費というのが内訳となっております。それから研究所運営費千

四百十三万九千円。その内訳の大きいものとしましては管理事務費でございまして、これが九百八十万四千円。その管理事務費の内訳といたしまして、非常勤給与、それから職員給与、庁費、初度調弁費というのが内訳となっておりまして。それから管理事務費に对应いたします項目として事業費がございまして、四百四十三万五千元。合計千六百万円でございまして、これは三カ月予算になっております。

○八木(一)委員 神助金で千六百円、三カ月予算で、平年度に直すと六千四百万ということになるわけですね。

○梅本政府委員 事務的な試算で延ばして三千万円でございます。

○八木(一)委員 最初、この予算のときはは出資金で要求になったのではなないかと思いますが、その経過をちょっと……。

○伊部説明員 この予算がきまりますまでの経過を御説明申し上げますと、当初十億の出資金を要求いたしましたし、この内訳は二億が建物でございまして、それから八億の利子、約五千万円強になっておりますが、それで運営を

います。事務当局といろいろ相談を
した結果、建物は必ずしもすぐに要ら
ないのではないか、それは建物を借り
てもいいんじゃないか、それから他の

研究所につきましてそういう出資をした例はございますけれども、その後人件費の増加等によりまして、結局利子とは全体の事業費のうちでもって非常に少ない割合であります、やはり国庫補助金がある、多くなつていくという傾向がございますので、財務当局とし

ましては、こういう砂界所に対する出資をするということは若干問題があるから、そういう実績にもかんがみて、今回は補助金でいくということを考えてはどうかというお話がございました。結局そういう形になったわけでございます。

○八木（一）委員　大臣の都合もありますから早くまとめますから、御答弁も簡単でけっこうですが、たとえば常勤の砂界委員の方、土砂の取組の合手はど

の研究员の方、それの年間の給与はどのくらいになりますか。

○梅本政府委員 常勤の研究员といったしましては、大体が国立大学の教授、助教授と同じ給与でございます。

○八木（一）委員 国立大学の教授、助

育するという大学の教授、助教授と一緒に
緒なんですか。大学の教授、助教授で
すと、自分の研究をされる、それともも
に、自分の非常に信頼できるかわい
弟子を育成する、それから一般的に、
そういう学問を直接若い人たちに植
つけるという非常に積極的な意義があ
るのです。それから別な意味で研究費
が出る。そういう点で、大学の教授、

人に喜んで来ていただけないのではな
いかというふうに思うわけでござい
ますが、それについて、どなたでもけ
つこうです、御答弁を願いたい。

○伊部説明員 一応予算の積算の基礎
といたしましては、地方公務員の給与
体系に準じて予算を組んでおりますけ
れども、その点、先生のお話のような
例がございますればなお引き続き改善
をしたい、こう考えております。

事務局のほうからお答えがありました。が、全部申されておきませんけれど、大学の教授となると自分で研究をされる、それからほんとうの自分の後継者になるような者の研究室での教育ができる、一般的に学生に自分が正しいと信ずる学理を教えられるというふうなこと、それから大学のほうの費用で別の自分の独自の積極的な研究ができる、また収入の上ではそういう出版をする、それが入る、またほかの大学

をす。それが入る。またほかの大学
の講師になるというようないろいろな
点、それから一般的に研究所で非常に
大事なことをしておられるけれど、
狭いところでやっておられるのと違っ
て、大学の場合には、ある意味では非

す。形式内へ大学の助教、助教授と同一に
 性上「上品な町人」に對せん。研究の
 すから、よほどこれらの研究所のほう
 う、こゝろいうような研究がしやすいよ
 うに、その方が後顧の憂いなしに研究
 に邁進できるような体制をつくらな
 と、りつばな學者に、しかも継続的に
 一生懸命に取っ組んでもらわなければ
 ならぬいわけですが、そゝいうところ
 に喜んで来てもらえる状態にならない
 のではないかという心配があるのので
 す。形式内へ大学の助教、助教授と同一に

待遇でいいということでなしに、ほかの大学の教授は、別な点で非常に魅力があるわけでございますから、それと対応して、すべての点で、こつちに劣

てこの社会が國に木三長其間耳、新でいただく点において、学問的な良心以外に、あの点も全部満足してやつていただけような体制をつくらなければならぬ。そういう点で、処遇がそのままでは十分でないと思う。これは常勤の研究員についてそうである。

ますから、非常勤については、さらにこの度が増すと思つてゐます。その他事務局の人についても、そういうことにならうかと思つてゐます。そういう点もそうでございまして、また建物がないというようなことは非常に不安定だと思つてゐます。そういう点で予算が非常に少ない。どんなに少なくてもこの十倍は要る。理想的に言えば、三十倍くらいは要るといふふうに考へるわけです。その点で、予算を来年度において飛躍的に増大させていただく必要があつてと思つてゐますけれども、それについての厚生大臣の積極的な、前向きな御答弁を伺つておきたいと思つてゐます。

○小林国務大臣 いまの処遇の問題等は、御注意も聞き、十分ひとつ配慮をしたいと思つてゐます。

予算の問題であります。昨日も滝井委員からお話がありまして、少なくとも一億円ぐらい、うんと低く見積もつてもそのくらいなければいけない、こういうふうなお話もあつたのであります。私も昨日、ものが通るときは、からだをすぼめなければ狭い穴は通れないのだということを申し上げたのであります。そういう趣旨でこれをよくしていくことに努力いたします。

○八木(一)委員 それでは、質問をちよつと保留しまして、一応ここで中止いたします。

○井村委員長代理 滝井義高君。

○滝井委員 昨日の続きをさらにやらしていただきます。法案を上げるために与党に協力を惜しまぬわけですから、しばらくごしんぼうを願ひたいと思つてゐます。

昨日は十五条の代表権のところまでいつておつたわけですが、次は、第十六条で「研究所の職員は、所長が任命する」ということになっておるわけですが、昨日の御説明によりまして、所長及び監事は厚生大臣が任命するが、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命するわけですか。そうしますと、研究所の職員は所長が任命するといふ、この場合の職員の中には理事も入るのかどうか。

○伊部説明員 十六条の職員には役員を含まないと解されます。

○滝井委員 そうしますと、この職員の数は何人になるのですか。昨日の説明でわかつてきたのは、所長が一名で、理事が二名で、監事が一名、そのほかに評議員みたいなものと研究員がいるわけですね。そうしますと、この研究所の職員は所長が任命するといふ、この職員の範囲に入るものはどれとどれですか。

○伊部説明員 常勤の研究員、非常勤の研究員、それから事務職員、そのほか評議員等もこの中に入ると思つてゐます。

〔井村委員長代理退席、委員長着席〕

○滝井委員 そうしますと、結局この十六条の職員といふのは、研究所の所長一人と理事二人、監事一人を除く以外は全部職員になる、こういうことですね。それから評議員といふものの役割りをちよつと教えてくれませんか。

○伊部説明員 これは研究所ができました、その定款によつて設立される見込みのものでございますが、評議員の仕事といひましては、直接研究所を監督する方はもちろん所長及び理事の

役員になるわけでございますが、いわば学問的なそれぞれのリーダーとして評議員に入つていただきます。常勤及び非常勤の研究員の研究の御指導を仰ぐというふうな方を念頭に置いていられるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、そういう研究所の研究費の学問的な指導をしていただくというふうな重要な役割りを演ずる人が、全然法律の面に顔を出してこない、それは定款でつくられるといふことにやはり問題があると思つてゐます。他の法律ではみな評議員会といふものが出てきてゐるわけですが、この法律は、他のものと違つて、昨日あなた方も御説明になつたように、基金をつくつて利子でまかなつていくものではない、国の補助金体制をとつていくのだ、こういうことになっておりまして、ところが、その研究所の学問的研究のリーダー格といふようなものが所長の任命する職員になつてゐる。しかもそれが非常に重要な役割りを演ずるとするならば、少なくとも九条の中に役員の職務、権限という項が書かれておると同じように、評議員があれば、やはり評議員会といふものがあると私は思つてゐます。だから、そういう役割りをこころでもう一條設けて、「役員の職務及び権限」の次のところにつくる必要があるんじゃないかと思つてゐます。それが全然ないのです。しかもその評議員といふのは、非常勤の給与をお出しになるわけですね。それから当然に指導体制を確立するだろうと思つてゐるのですが、そこらへんは一体どうなるのか、評議員会は構成をするのか、それから評議員は何人置くのか。

○伊部説明員 他の研究所におきましても参考等の例がございまして、これも定款で設置しておる例がございまして、先ほど御答弁申し上げました中で、リーダーと申し上げましたのは、いささかこたが強いと思つてゐますが、相談役程度のものと考へてございまして、評議員は三名の予定でございまして、特別に評議員会を設けるといふことを描いてゐるわけではございませぬ。

○滝井委員 御存じのとおり、医療費の基本問題研究員制度といふものをおつくりになつて、そして研究員は、小山さんが来ればわかるのですが、それぞれ独自の立場で研究をするという説明をしたのです。しかし、役所のほうには今度会をつくつておるのです。役所のほうには、当時の太宰次官を長として、医療費基本問題研究員制度の発足に伴つて医療費基本研究連絡会議といふものをつくつておるのです。そしてこの研究員については、独立して研究させるとなつておるわけですね。そうなりますと、一体どちらがリーダーシップをとるかといふと、役所のほうがリーダーシップをとつてしまふ。各局から出てきて討議をして、そして討議したその結論に基づいて研究員を補佐していくわけですから、逆に補佐するほうが指導性をもつてしまふ可能性が出てくるわけですね。だからいまあなたが言うように、評議員を設けてリーダーシップをとつてもらふとすれば、やはり評議員会をつくつて基礎的な討議をして、その上でこういう方向に行くべきだといふサセクションをしてもう一方方向に持つていくほうがいいんです。私は、医療費基本問題のこ

ころはどうも逆になつておるので、これはいづれ小山さんに聞くつもりなんだけれども、研究員のほうはばらばらにされておつて、自分たちのほうは団結を組んで補佐するといふのはちよつとおかしいので、その独立性を阻害することになる。だからこの研究機関をほんとうに權威のあるものにし、その独立性を保持しようとしていけば、やはりその研究所内部におけるリーダーの集団指導体制といふものを確立する必要があつてと思つてゐます。そうすると、評議員会といふものをつくらなければいかぬ。これは顧問も置くわけですね。顧問はいま一人のようである。おそらく一人だろうと思つてゐる。あるいは二人置くのか知らぬけれども、顧問制度といふものは法律には出ていないわけですね。ところが、予算面では顧問が出てきてゐるわけですね。こういうふうな、顧問といふものも法律には出てきてゐないし、評議員といふものも出てきてゐない。それから専門委員会といふようなものも出てきてゐないのです。ところが、そういうものがあるわけですね。それは中央社会保険医療協議会で、専門の委員を置くことができるかとやんと法律に書いてある。だから私は、こういう研究機関にはそれを書くべきだと思つてゐます。それを書くほうが、予算が取りやすいのです。それにも金がかかるわけなんです。専門部会をつくらなければならぬわけですから。そういう法律にないものがあつて、そこに給料を払つていくという形になつておるので、こういう職員の内閣構成を、柱だけぐらひは法律にもうちよつとはつきり書く必要があると思つてゐます。評議員をつくつたら

評議員会を構成する、その役割はどうか。これだけだ。学問的指導なら指導をやる、これだけでいいです。詳細なことは定款が何かで定めてもらいたいの。しかし、大筋だけは法律に書いておく必要があると思うのです。それから顧問なら、顧問若干名を置くということを書いてもいい。それは定款で定めたいと思うのです。それは定款で定めたい。そういふ点がどうしてこれは抜けておるのですか。もう少し大ざっぱな職員の構成ぐらいは、予算を見なければわからぬというところは困るのじゃないかと思ふのですがね。

○伊部説明員 これも他の研究所の例によっておるわけですが、広い意味におきましては、顧問、評議員も非常勤の職員になると思います。しかし、非常勤の研究員という肩書きでは、いろいろお願ひいたします。先生のいままでの学問上における地位あるいは評価等もございまして、それにふさわしく、いわば肩書きをつけて気持ちよくやっていただくという趣旨で、たとえは顧問とか評議員という名前を定款の中で設けてはどうかというぐあいに考えておる次第でございます。

○滝井委員 それならば、評議員といふのをつくらないでも、専門委員でもいいわけですが、専門におやりになられるわけですから、ここにおられる方だつて国会の専門員でしょう。専門委員でいいと思うのです。それを評議員、専門委員、研究員として、そして評議員の給料が一人一カ月六千円、専門委員が一人一カ月一万二千円、研究員が一人一カ月一万二千円、これが非

常勤だ、こういう形になって、これは実費程度を差し上げるということになるのだからと思ひますけれども、こういうふうになくさんつくらなくてはいいのじゃないか。いまのようなお話になりますと、まず一番上のランクは評議員だ、学問的ならリーダー、その次が専門委員、それから研究員、こういうふうにランクがついておるわけですが、あなたのいまのようなおことばで言うに、やはり大学のプロフェッサーあたりに来てもらひたい、普通の研究員とかなんとかいうのでは、あつたが悪いだろうから評議員にいたしますというところ、評議員になつてきたのだから少しは研究所の運営その他にも関与できるものかと思つたら、いやそうじゃないのです。あなたは全く学問のことだけですよ。というところになると、それはやはりちょっとプライドを傷つけられるです。そのときには、やはり評議員会というものをつくつて御意見拝聴ということが、私はよりよくな人間の使用方だと思ふのです。ただ名前だけは評議員とくれば、一カ月六千円、専門委員よりか、研究員よりか一カ月の手当は半分だつたというのでは、何か花を与えてだんごはくれとらぬということになる。そういう点でも問題があると思ひます。しかも三人で、リーダーシップをとつてもうのだから同じ非常勤で六千円、それは、そういう人のほうは一カ月に一回とか二カ月に一回来てもらへばいいんです。しかしお金だけは六千円差し上げます、こういうことになるのかも知れません。ただアクセサリでは困るのです。だからわれわれは、こういうものをつくるのならアクセサリは

あまりつくる必要はない、ほんとうに実質的にやる専従の研究員制度というものを確立すべきだというのが主張なのです。そのためには給料をよけいにお出しなさい、だから予算もよけいになりますよ、少なくとも地方の大学の総長クラスを所長に持つてくるというなら、やはりそれに五万と十万とやる、専従の研究員をたくさん置くということにならないと、何か研究所は、顧問とか理事とか監事とか評議員とか専門委員とか、たくさんおるけれども、それらの者はただアクセサリであつたということでは困るのじゃないかという感じがするのです。そういう点ではこれは修正です。評議員会をやつたり入れてもらつて、評議員会です。他のものにも評議員会というものはあります。参与を置くなら参与を置く。参与でもつけよう。法律に参与と書く。今度労働省は、労働組合を参加させるということで、労働災害防止法では、前の国会で文句を言つたら参与と出し交えてきた。だからあなたも、これはやつぱり評議員が参与か、評議員が悪かつたら参与でいいです。そして参与一本にして、研究員に常勤、非常勤を置くということ、あまりこういうところにくるで、あまりこういうところはたくさん顧問、理事、監事、評議員、専門委員、研究員、常勤の理事、常勤の研究員、それから事務職員というように、まづつきり小さな千六百万円くらいしか予算のないところに、こういうふうな何か役職ばかりたくさん置くのは問題だと思ふのです。簡素化してほんとうの研究体制をとつていく、こういうことが私は必要じゃないかと思ふので

す。この点は修正です。どうですか。

○梅本政府委員 いまの先生の御意見でございすけれども、この研究所を特殊法人にいたしましたにつきましては、われわれの構想として、やはり基礎的な研究をやつていただくというので、おっしゃいましたように一応事務を簡素化したつもりでございまして、所長、理事、この辺のところも一定の学問の専門家を集めて、一面理事なり所長という形で運営をしていただく。したがって、この法人の執行機関は所長と理事ということになっております。

先生がおっしゃつておりますように、基礎的な研究でございすので、その運営について議論が沸騰し、評議員会を設けて運営をきめなければ進まないというふうな、普通のいわゆる社団法人なり、あるいはは蓄積会なりというふうな構想でございせん、むしろ財団的なものと静かな基礎的な研究をされる学者の集まりというものを根底に置きまして、先ほど御指摘のように予算もわずかでございすので、非常に簡素化した形で法文に書いたわけでございます。

先ほどちょっと伊部審議官から、学者のリーダーと言ひました点が非常に強く響いたと思ひますけれども、研究員が研究していただく上につきまして、今後の人事の問題として、やはり各大学との交流というふうな点もあらわれてまいりますので、従来からの学者のランクというものは一応ございすので、迎える形として、顧問あるいは評議員というふうな名称を

使つたほうが機動力があるのではないかと。それほどの意味でございまして、常駐の制度ということで法文にまで制度化するにつれて、この運営について、非常にむづかしく利害の対立があるの、理事会のほかに監事会なりあるいは評議員会なりを設けて運営する必要があるというふうな点は、われわれの構想としては、先ほど申しましたようにもつと静かな財団的な構想をしておりまして、ちょっと先生のおっしゃる点とはわれわれの考えは異にしておりまして、その点御了承を願ひたいと思ひます。

○滝井委員 私の言ひのは、この研究所の役員、あるいは所長が一人、二名のうち一名は常勤、一名は非常勤だ、こうなつておるわけですが、これをわれわれは二名とも常勤にしない、こういう主張をしておるわけですが、そうしますと、所長と常勤理事の三人の指導体制になつてくるわけですが、ところが、その三人だけでは、なかなか十分な学問的な広い社会保障を、必ずしもこなし得るとは限らぬ場合が出てくるわけですが、そこであなたのほうとしては、評議員といふものを設けて、ある程度の学問的な指導をいただくというわけでしょう。そうすると、学問的な指導をいただく場合には、評議員といふよりならば、このことでは困るから、やはり研究

所が、各国の社会保障の動向なりわが国社会保障の当面する問題点、一体何が一番当面必要な研究のテーマなのか、基礎的な学問的研究のテーマなのかというところは、あなたの方のお示しになつたこの社会保障の国民経済への影

響という問題一つをとっても、たとえば貯蓄とか投資とかいうようなものにとっても、やっぱりどういふ方向で研究するかというところは相当議論の分かれるところと思うのです。そうしますと、そこで所長、二名の理事の諮問的な機関として評議員会なり参事会というものを設置になる。ここに大学の先生方の学問的な深い経験の成果を持ってきてもらって、意見を述べていただく。そして学問的な指導の方向をいろいろ述べてもらう。その述べたものを、所長なりお二人の理事がおまとめになって、研究所の方向をおつくりになることが必要なんじゃないか。そしてつくったものを、今度は常勤なり非常勤の研究員に具体的なテーマとして与えて研究さしていく、こういう形をとるほうがいい。それをばらばらに——こういうことでは系統的じゃないのじゃないか、こういうことを言っておるのです。私の言うのはそこなんです。何も研究所の予算の問題から運営の問題まで、この人たち、評議員に關係させないと言っておるのではないのです。これは伊部さんの言われるように、学問的な指導ということばが強いというお話だけれども、そういう指導体制の確立のための意見を求めることにしたい。これなら各大学から来てもらっていいわけだ。委員はないのだから、広く日本全国のそういうことに関心を持っておる経験の深い方々を委嘱するのは、これは三人である必要はないのです。三人なんかというところはけちなんです。これは十人でも二十人でもいいのです。予算がないというのなら、とりあえず

六千円を三千円にしてもいいじゃないか。他に実費その他の旅費を差し上げれば、日当は三千円なら三千円でいい。国会に出てくる参考人かやらないは、あれは千円か二千円しかやらないのですからね。そういう点があるわけですから、そういう形にしてみたらいい。こんなに階級を評議員、専門委員、研究員とつける必要はない。まず顧問が必要ならば、顧問はお置きになつてもとにかくとして、所長と理事二名と監事、そしてあとは評議員若干名、これは十人でも二十人でもいいのです。必要なのはとつてくる。そしてその下に、研究員が常勤と非常勤がおる。将来はできれば常勤にしていく。そして非常勤的な面の活用は、評議員のところでも補っていくということにしておつたほうがいい。こういうこととなんです。いままで私たちは、これをもらう前までは、ここは所長と理事二名と監事一名、そしてあとは職員でまかなつていくのだ、その職員も、これは主として事務職員か何かだろう、それからここにあらわれておらぬけれども、研究員がおるというふうな、こういう単純な考え方をしておつたわけなんです。ところが、昨日この予算の給与の内容をもらつてみると、何かたくさん人ができておるの、こういうことではどうも運営が複雑になつていかぬ、いわゆる学問的な運営が複雑になつていかぬ、もう少し簡素化すべきであるという意見なんです。したがつて、簡素化したものは法律に載せなさい、労働省あたりも、参与というものをちゃんと今度法律に載せてきておるのですから、そういう意見なんです。だから誤解のないように申し上げ

ますが、この予算から運営にまで、その評議員の学者あるいは参与というものを関与させる意味ではない。むしろ学問的な意見を聞く諮問的な機関にしない。そうすると、顧問なんか要らないものになる。学者を集めるためにいろいろ名前をつければならぬというほど、日本の学者はまだワッペン・ブーム——子供の中にワッペンがはやっておりませんが、勲章ブームに毒されておられませんよ。あまり学者をばかにしないでくださいというところを、同時に私は言いたいところなんです。だからこれはむしろ学者を冒瀆することになる。お気の毒です。これは意見が違ふかもしれないが、われわれも研究して、これはちよつと修正を要するんじゃないかという感じがするのです。やはり諮問機関を置かなければいかぬです。独立性を保たせるという形を強くするためには、そういうことが必要なんです。どうですか。

○梅本政府委員　ただいまの先生の御意見よくわれわれのほうもわかりました。ただ研究所につきましても、当初に申し上げましたように、従来の個別的な分野の、たとえば経済学なら経済学の学者のグループにいろいろ研究をお願ひするというふうな観点から一応運営として考えておりますのは、経済、財政、社会、統計、法制、そういういろいろの専門の学者のおおの専門の立場からの御議論をぶつつけ合つていただいて、総合的な研究をやつていただくということが一つのねらいになっておりまして、運営の点は所長と理事でやつていただいて、あとのほうはさつきおつしやいましたワッペンになりますか、レッテルになりますかなんです

が、やはり法制的に諮問機関的なものがあるいは監事的なものを設けることは、かえつて複雑になるのじゃないか。と申しますのは、みな学者の集まりでございまして、たとえば非常に具体的に申しますと、諮問機関的な委員に社会医学と心理学と社会福祉の専門家、そういうふうな形の学者が入れられる。そうしますと、今度はそれが諮問機関的なものになります。研究の場合に政治学と法制専門の人が研究員だということ、おの専門の立場の学者のおまかせをして、運営につきます。諮問的な機関についてどういふ専門の学者を入れるかというふうな形になりました。われわれのほうとしてはかえつて複雑になつてあまり意味がないのじゃないか、率直に申し上げましたけれども、そういうふうな感じがいたします。ただしこの種類の研究所につきましては本年度が充足の年でありまして、前に申し上げましたように不十分な点が十分ございまして、予算的に見ても、そういうことでございまして、われわれのほうも今後の問題としては十分検討させていただきたいと思ひますが、スタートの点につきましては、一応この程度の組織でスタートをさせていただいたらどうかというふうな感じでございます。

○滝井委員　いままでの厚生省の行政は、あつても触れまされけれども、いたずらに経済、財政の問題ばかりが多くなつて、心理学とか医学とかいうような技術系統が軽視されておるところに厚生行政の非科学性があらわれてきておるわけなんです。だからしたがって、参

事会というものを、いまのように複雑になるんじゃないかと、心理学者も医学者も出てきて、そして財政学者なり経済学者の意見も聞く、こういうこと。何も自分が知識がなかったら、黙つて聞けばいいのです。たとえば社会保障の国民経済に及ぼす影響というふうな一つのテーマを持ってきて議論をする場合に、一体どういふ方向で貯蓄の問題なりあるいは財政投資の問題をとらえるかという場合に、経済学者、財政学者だけのものの方ではうまいかな。場合があるわけで、天下に有名な有澤さんが、有澤調査団が、石炭のことはおれにまかせておけといつて出ていったけれども、どれ一つとして調査団の報告は合つておるものはないが、つて、こういう場合がある。だからしたがつて、やはりしろろとも聞かしておいていいのです。目的は、また参与は同じなんです。社会保険を学問的に研究しようという情熱については同じだから、知らないことなら発言せずには黙つて参事会に来てすわつておればいい。すわつておるだけで、財政、経済の専門家の意見を聞けば、それだけ心理学者は偉くなるのですから。目的は同じなんです。富士山に登ろうという目的は同じなんです。富士山に登るか、表のほうから登るかという違いがあるだけで、同じなんです。そういう点ではあまりあなた方がこだわること、厚生行政がいつも間違つて、出た答申がもの役に立たぬことになるのです。だからもう少し気持ちを大きく持つて、みんなの意見は十分フランクに聞きましょう。自分たちの出したものが金科玉条で一步も修正

は許さぬという態度だからいけないのです。これはメンツも何もないから、やはりやったものはよければよいのであって、それを聞いていくという態度をとらなければならぬ。これは研究所です。ですからこれは参事制度——評議員とか何とかをやる、ぜひ一つにしたいと思うので、これは法律にないことが予算に出してきたから知ったのですが、予算もこんな複雑にする必要はない。これは大蔵省で文句を言えば大蔵省に出てもらって、いまだに大蔵省から理事から監事から評議員から専門員から研究員までつくることは反対。簡素化して、もう顧問は要らぬ。参事あるいは評議員一本にしたら、あとは常勤の研究員と非常勤の研究員、そして大学の偉い先生も評議員か参事になってもらう。それで三人なんというけちなことはいけない、こういう意見です。これはわれわれもひとつ党に帰ってあげます。

次は十七条の二項です。「研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない」ということになっておるわけです。研究所が第一条の目的を達成するために必要な業務をやらうとする場合に、これは研究所ですから、学問的基礎研究も業務になるわけですから、一々厚生大臣の許可を受けなければならないというのを——学問的研究にこういうことを入れるということがもうそもそものからぬことなんです。すでに社会保障制度審議会の答申の中にもあったように、あるいはあなた方もここで再三にわたって説

明していただいたように、この研究機関の独立性と権威を高めるといふことは再三にわたって説明したわけだ。ところが、条文の中には大臣の認可を受けなければならないという。これは研究の自由を阻害しているじゃありませんか。

○伊部説明員 十七条の第二項で掲げておりますのは、前項第四号の業務でございます。第一項第四号の業務は、社会保障に関する基礎的総合的な調査研究、情報及び資料の収集、業務にかかわる成果を普及するという本来の業務でございます。一、二、三号の本来の目的を達成するために付随して行なう仕事、たとえばいろいろな研修会を行なうということがあるわけですね、その四号の業務が非常に大きくなり過ぎて一、二、三号の本来の業務との関係が不均衡になってはいけないという趣旨で第二項が設けられてあると考えるわけでありまして。

「委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席」

○滝井委員 研修会をやらうと何をやるかと、これは第一条の目的を達成するためにやるのですから、それを今度一々これは基礎的な研究か、これは総合的研究か、これはそうでないのかというふうな区別というのは、学問的には簡単にはつかないのです。それは予算のときにおきまなければならないのであって、それを、予算のきまつたあとにやらうとする場合に、一々厚生大臣の認可を受けなければならない、こういう研究所にするならば特殊法人はやめたほうがいいのです。これを私は言うわけですよ。医療協議会だって、この前小山さんにだいた文句を言ったけれど、

でも、医療協議会をつくって、公正な機関である公益委員は国会の承認まで取るようにしたのに、みんなこの資料を使つかうと厚生大臣の資料を使つてやったのだ、ほかにはないのだというふうな権威のないことをしては困ります。ここでも同じですよ。独立の機関でやりなさい、だから特殊法人にしておるのです、こう言っておくことに、第一条の目的を達成するために必要な業務でさえも一々大臣の許可を受けなければならぬというふうなことは、これは、どうも、どうも、われわれ議員が勉強しないだろうと思つて、こういうことをしているのだらうと思つて、天網恢恢疎にして漏らさずというやつです。だからこれは削除すべきだ。そんなもので一々厚生大臣の許可を受けなければならぬというものは、ない。予算のときにやればいいのであって、こんなことをしておると必ずこれはいろいろなことにいちゃもんをつける。だからこういうところはもう少し信用しなければならぬ。あなたの特殊法人なんです。あとにはまだ立ち入り検査なんというけしからぬことを書いておる。それは信用のできないものなら、これは初めからやらぬほうがいい。顧問とか評議員とかいう名前がくれているけれども、うしろに大きなひもがついているのじゃ困るわけです。だから学者は来ないのです。これはもう全くわれわれは納得がいけない。こういう研究所をつくつておやりになるといふならば、そこまかいところまで厚生大臣が一々認可をしなければだめだという処置をやる必要はないのじゃ

ないかという感じがするのです。これも一つの問題です。

それから十八条です。「研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。」こうなっておるわけですね。この「委託に基づいて」というのはどういうことですか。これはあるいは厚生大臣の認可が要るかなという感じもしているのです。

○伊部説明員 委託に基づきますものとして、たとえば社会保障関係のいろいろな団体等があるわけでございます。そういう団体等から委託を受けるというふうなことがあり得るというところを考えた次第でございます。その場合におきまして、その研究は基礎的かつ総合的な調査研究であることは当然でございます。

○滝井委員 その場合に大臣が許可をしないというのはいくらの場合ですか。許可をしない基準について伺いた

○梅本政府委員 研究所には、本来の事業計画に基づいてその年間にやります調査、研究というのがございまして、予算その他の関係で当該年度の事業計画に含まれていない業務で、しかも本研究の能力に余力があるというふうなことでありましてならば、委託を受けておやりになることはいいと思ひますけれども、受託ばかりが非常に大きなウェイトになって、それが主たるものになってしまつては困るといふことがありました場合には、厚生大臣が認可を与えないということもあり得ると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、厚生省の委託を受ける場合はどうなるのですか。

○梅本政府委員 受託先の機関は先ほど申し上げましたあらゆる団体が予想されますし、たとえば社会保険庁、そういうふうなところの受託も受け入れたいと思ひますが、そういう場合にやはり厚生大臣の認可が必要であると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、これはあとも出てきますが、当然利益を生ずることがあるのです。委託をするときには無料じゃないわけですね。おそろく相当金を出すと思つて。そうしますと、ひとつ私のほうから研究員もつけましよう、ぜひともこれをやつてください、こういう場合だつてあると思つて。研究員もつけるし、金も出しましようという場合だつてあるはずですよ。いまあなたのほうから、余裕があるときはいいだろうという御説明があつたのですが、これは研究所になるのですから、この研究所は社会保障研究所と銘打つておるので、他のことはそうやらぬと私は思ふのです。たとえば、医務局はこういうことを監督してゐるかどうか。労災病院と銘打つて労災保険のお金で労災病院をつくつた、ところがその病院は労災患者は全患者の四割をこらしか入つてない、あと六割は労災でない患者が入つておる、そういう場合だつてある。これは労働大臣としておるかというところどうもという監督しておらぬ。これが実態でしょう。嚴重に監督しなければならぬところがないのです。学問的な問題をやらうという場合に、これだ

けを締め上げていくということは非常に問題があると思う。こういうところは、重箱のすみをほしくするようなぐあいに一々厚生大臣の許可を受けなければならぬ、認可を受けなければならぬという形を研究所にやるのがいいのかどうかということ。こういうところで委託を受けるということは専門的なことしか受けないのです。そのことは同時に非常に研究に役立つということだと思ふのです。私はこの条項は必要だとは思いません。必要とは思いますが、しかしこういうことであまり研究所を締めつけないようにする必要はあるということを一応言っておきたい。

それから、二十二条をどうなるか、と、「研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。」こうなっている。ここに経営ということばが出てきておられるわけですね。条文に経営ということばが出てきたからには、これは商売を相当やるといふことを考へなければならぬ。そうしますと、前の十八条の委託というものが相当あると考へなければならぬことになる。それは何も民間から委託するばかりではなくて、厚生省自身が相当委託する場合があると思う。さいせんあなたもいみじくも指摘されたように、保険庁あるいは保険局でもあると思う。この利益ということばをあなた方は一体、こ

の予算には別に何も出ておられませんが、どういうぐあいに見ておられますか。

○梅本政府委員 この法文の経営上の利益と申しますのは、いわゆる俗に申します商売上のものというところでは絶対ございません。これは研究所の経理が国の一般会計の場合と異なりまして、こういう特殊法人という制度を創設いたしますについては、いわゆる企業の会計の原則で損益計算を行なうというところのたてまえを大体全部とおります。したがって、経営上の利益といふのは、損益計算上総益金から総損金を差し引いた差額、こういう意味でありまして、これはいわゆる損益計算上の用語と申し上げたらわかりやすいかと思いますが、そういう種類のものではないです。したがって、利益のあつた場合は繰り越し欠損金を埋める、残金は積み立て金として整理する、利益を国庫に納付しないというふうなことをたてまえになつておられるわけでございます。

それから立ちましたついででございますけれども、先ほどの十七条の四号の業務の認可、あるいは先ほどの委託の認可ということ、重箱のすみをつつくようなこととございまして、けれども、滝井先生よく御承知のように、民法法人と異なりまして、特殊法人を創設する問題につきましては、従来の法制的な前例によりまして、非常にこまかい立法の担保のもとに新しく法人格を創設するということが、また一方、国の補助金を相当多額につき込むというところにつきましても、一面特殊法人としての法制的な担保ということもあらはらなつておられますので、その辺の呼吸は十分御承知かと思ひますので、この際申し上げておきたいと思ひます。

○滝井委員 総益金から総損金を差し引いた差額、これを積み立て金にする、それは国庫に入れなくてもよいというのだから、その総益金の中には、そのに経営上利益を生じたというときには、国の補助金から必要な経費を差し引いたというだけの単純なものではないかと思ふのです。たとえば委託を受けたれば委託料が入ってくると思うのです。そうすると、おそらく定款が何かで、委託の手数料といふつきりしなればならぬと思ひます。一件につきうの、という問題については幾らもあればならぬのじゃないか。というのには、あなた方が厚生科学の研究を頼みになる場合に、研究費を出すときは、高いのは二、三十万円から百万くらいにお出しになるわけですね。それと同じように、個々に委託研究を頼むところは、保険庁であろうと、あるいは財界からであろうと、どこか研究機関からであろうと、研究団体からであろうと、民間の団体からであろうと、何らか金は来るわけですね。したがって、一般会計からの補助金のほかに委託料金が入ってくるし、それからここに書いてあるように、情報及び資料の収集をやるということ、同時に自分のところの資料もよそに出すことになるので、したがってそれは出版の経費が必要で、同時に出版の利益が出てくるわけですね。これは出版とは書いておられけれども、情報なり資料を集めるならば、自分のところの資料も向こうにやらなければならぬことは明らかだから、そこに現金の授受が伴う。そうすると、一種の広義の出版になる。したが

ついで、相当配慮をしておいてもらなければならぬという問題がいろいろところから生じてくる。学問というのは御存じのとおり、あまりしゃくし定本にいくとほんとうの成果はあがらぬわけですね。学者というのは、みずからの所信を貫くという信念の人が多い。我説を固持して譲らないから、あまり役人の許可をあつちこちもらわなければならぬということなら、あんな研究所におつたつてしょうがない。教室におつてゆっくり研究したほうがいいということになる。そういう気持ちを持つておられる人が相当ある。優秀であればあるほどそういう気持ちを持つておられる。だからあなた方も、なかなか学者諸先生方は思うようにならぬでしよう。そうすると、あなた方はそういうような利益をどのくらいあると見ておられますか。

○梅本政府委員 まだその辺まで予測しておりませんが、当分の間はほとんどないのじゃないかと考へております。われわれの希望といたしましては、研究題目が山積いたしておりますので、やはり当分は基礎的、総合的な研究の最も根本的なものに専念をしていただくたいというふうに考へております。

「小沢（辰）委員長代理退席、委員長着席」

○滝井委員 そうしますと、地方自治体でも借り入れ金の限度というのを設けておられるわけですね。二十三条に借り入れ金があるわけですね。厚生大臣の認可を受けて借り入れ金をやる。これも当然だと思ふ。その場合に一時借り入れ金を当該年度内に償還しなければならぬことになつておられるわけですね。そ

うしますと、この借入れ金というものは、予算の範囲内でしかできないことになる。この前国立予防衛生研究所の部長さんの意見をいろいろ聞いてみたら、さあ、ポリオ等が起つて、野外実験をやりたいと言われても、そんな金はないわけですね。しかしやらなければならぬ。やるからには一時借入れ金へいかざるを得ない。学問はそれを要求しておるけれども、厚生省や大蔵省の關係で、予算がどうにもならぬ、こういうことだつてあるわけですね。そうすると、当該年度でどうしても予算のやりくりがつかない場合には、厚生省は補助金でも出してやるということなんですね。当該年度内に払うのですから、それとも予算の範囲内でしか一時借入れ金は許さぬということになるのか。

○伊部説明員 ここで考えております一時借入れ金というのは、先生のおっしゃるとおり、一時のつなぎ資金でございます。予算の交付期等の關係におきまして、一時資金に不足するという場合のつなぎ資金でありまして、したがって当該事業年度内に償還をするということでございます。この研究所は、自然科学系統の研究所と違ひまして、主として本とペンと紙が中心になるわけでございますので、お話をよくなことはこの研究所に關する限りはあまりないように思いますけれども、もしそういう問題が緊急に生ずれば、それは予備費なり補正予算なりで、当該年度内にそういうものを追加しなくてはならぬということになると思ひます。

○滝井委員 したがってそういう緊急な場合には、予備費なり補正予算で追

加する、これひとつ忘れぬように覚えておいてください。そういうことになったときに、与党の諸君が、いや、それはだめだと必ず言ひ始めるから、与党の諸君もひとつよくいまのことばを聞いておいてください。必ず出るんだ。ほくはいまから予見をしておくが必ず出る。そのときは、ひとつ政府は、昭和三十九年の今日この日、伊部説明員が、二十三条の一時借入れ金については、予備費あるいは補正予算を組んで年度内に償還できる態勢をつくりまします、こういうことなんだから……。

次は、二十八条の立ち入り検査ですね。こういう研究所に、やはりこういう規定が必要なのかどうかということなんです。厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。という、これは他のこのうりのに全部同じようにあるんですか。

○梅本政府委員 私のほうで調べましたところ、国民生活研究所、アジア経済研究所、理化学研究所、日本原子力研究所、農業機械化研究所、こういうほかの特殊法人にも全部この規定がございます。

○滝井委員 厚生省の中の人口問題研究所やなんかにありますか、よその省のことはとにかくとして。

○梅本政府委員 人口問題研究所その他の試験研究機関は、あれは厚生省の付属機関でございます。したがって、これは特殊法人でございますが、あ

れは付属機関でございますから、その必要はございません。

○滝井委員 どうも、付属機関だからなくて、特殊法人だからと言ひけれども、大事なところはみんな大臣の許可を必要とするところになっておるわけですね。まあこういう規定は、その発動しないのかもしれないから……。

それから、税金のことです。法人税と地方税の關係で、この「社会保健研究所法案關係参考資料」の二八ページをのぞいていただくと、二八ページの「法人税（公益法人等の非収益事業所得の非課税）」の第五条ですね、「左に掲げる法人の所得で収益事業から生じたる所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。こうなつておるわけですね。そこで、この委託を受けて、委託の手数料をもらひ、委託料をもらひ、あるいは出版をして、出版の利益をあげるということになる。これは収益事業になるわけですね。したがって、これは法人税と地方税がかかってくることになるわけですね。これは間違ひないでしょうね。かかつてくるんでしょ

ね。

○伊部説明員 委託費にいたしまして、別にそれで研究所がもうけるというわけではございませんので、いわば実費を徴収するというところでございまして、それから、出版にいたしまして、あるいは何年報告というふうなものを出しまして、それは主として、たとえば社会保健制度審議会でございますとか、そういう關係のものに配付をすることが大部分であらうと思ひますので、ここでする収益事業には該当しないというふうに考えるものでござい

ます。

○滝井委員 そうしますと、附則の十條とか十一條とか十三條というふうな、こういう税金關係のものは要らぬことになるわけですね。これはぬ先のつえだというふうなものでございまして、ぬかれたら、しかしこういう研究ができて、そして相當の成果があれば、ぜひその成果を分けてもらいたいというところにあなた方が全部無料でやるかという、これはなかなか無料ではやらぬわけですね。政府關係の出版物というのとはどうなんですか。売つておるわけですね。それと同じで、やはりこういう条文を入れるからには、収益があると思ひなければならぬし、それから、さういふ御指摘申し上げたように、二十二條には、「利益及び損失の処理」ということがあるんだから、利益を予想せずにこういう条文は、いままの御答弁なら要らぬことになるわけですね。こちらあたりは、研究所だからといって、何も私は商売をして悪いとは言わぬわけですね。商売をするからこそ、大臣の許可を委託のときは受けなければならぬということ、あんまり商売ばかりをやつて本来の研究をやらなければ困るというさいぜんの御答弁があつて、こういうことをやつた。ところが、そんなことは要らぬとなれば、こんな十八條なんか要らぬわけですね。だから、私は、つじつまが合ふようにちゃんと条文はできておるのですから、これは本来の目的に沿うならば、利益を上げていいのじゃないかということなんです。したがって、

税金を課すというなら払ひますよというふうなことをいいのじゃないかと思ひます。こういうことは割り切つておいたほうがいいのです。それとも、もう税金を課さぬというならば、こんな法人税なんか全部のけてしまつて、これは課さないのだというたてまえをとつておいたほうがいいのです。ところが、引用しておる条文は、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、これを課さないのであつて、収益事業は課すというなら、収益事業に課すということをやつておるのじゃないか。そうすると、収益事業は何かというと、結局、委託を受ける、出版をするというところから出てくるのです。いまこの機關で、われわれのこの条文から見

て考え得ることはですね。

○梅本政府委員 また少しばかりやてまいますけれども、税金の關係は、やはり税金を徴収する官庁の個々のケースの判断ということが、原則的には中心であります。おっしゃいましたわれわれのほうの考え方としては、委託の關係は、収益事業ということには入らないのではないかと、いふに解釈をするわけではあります。ただ、出版事業につきましましては、思ひつきの例でござい

ますけれども、実費で出版をしておるといふときには問題はないと思ひますが、國際會議なりあるいはオリンピックでいろいろな方が見えるというふうな場合に、英訳をして外國人に、これは実費で配る必要はないので、少し売つてやつたらどうかというふうな議論が出てきて、それによからうというふうなことになる、いわゆる先生のおっしゃるような収益というところも、非常に思ひつきのケースで申しわけござい

ませんが、そういう場合もあり得るといふに考へられます。

○滝井委員 そうしますと、人口問題研究所等は、これは付属機関だから、そこがいろいろやつたつて、税金はおそらくからぬでしようね。そうしますと、すでにある、きのうも言いました、通産の委員会にかかつてこのごろ衆議院を通過しましたアジア経済研究所、それから日本労働協会、これらのものはたくさん出版物を出しているのです。特に日本労働協会なんか出版物を出しているのです。これは出版物を出すことが一つの大きな目的にあるのです。こういうものは一体税金がかかつてますか。これは特殊法人です。特殊法人で税金を払つておるものがありますか。

○伊部説明員 ただいま手元に資料がございせんので、調査いたしました御連絡申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 これは国税庁を呼んでもらつてはつきりしておく必要がありまね。そうしない、これがだんだん発展をして大いに研究成果をあげようといふことになつたときに税金がどんだんかかつてくることになるのと悲鳴を上げることになるので、これはあとでちよつと国税庁長官を二、三呼んでいただきたいと思ひます。

大体条文はいまのところ私の問題としておつた点は終わりました。なお答弁の未解決のところ、私の納得のいかないところは相当ありますが……
次に、三十七年の八月に御存じのとおり「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」が出たわけですね。そして大内兵衛先生を中心

としたこの社会保障制度審議会は、社会保障の組織化の問題についていろいろ討議をした。ところがどうも日本では資料が足りなかつた。そこで社会保障に関する有力な調査研究の機関をつくる必要があるという提唱が行なわれて、今度これができてきた、こういう経緯があるわけですね。そうしますと、この研究所はこの社会保障制度審議会の答申の趣旨に沿つてできたものであると思ふのですけれども、一体これは沿つておるのですかね。

○梅本政府委員 われわれのほうは社会保障制度審議会の答申の御趣旨を受けて設立したつもりでおります。すでに、社会保障制度審議会におきまして本法案の御審議をお願いしたときの審議会の御意見も「当審議会は、かねて社会保障研究所の設置を要望してきたが、本案はその趣旨にそつともとして了承する。」といふふうに、審議会もそういうふうに了承していただいております。

○滝井委員 それはどうもちよつと——審議会はこういうことを書いておるが、何か誤解があるのじゃないか、というの、審議会自身が書いておるのを見ると「これからの社会保障には技術面の配慮がとくに肝要である。所期の目的を達するために、どんな方法が最も効果的か、理論と實際とをどう調和するか、これらの点について不斷に工夫をおこなふべきではないか。」と書いてあつて「まずもって有力な調査研究機関の設置を提唱する。この機関を通じて、社会保障のどのような方法がどのような階層に対して有効であり、どのような対象についてどのよう

門的、実証的に検討させることが必要である。」と書いてある。きわめてこれは具体的なんです。いわゆる抽象的な学問的な基礎的な研究じゃないわけですね。いわゆる社会保障の技術面の配慮なんです。だから、私は社会保障制度審議会は自分で書いておつて少し周回つておりはせぬかという感じがするのです。できたものは全然ニュアンスが違ふ。できたものは基礎的、学問的なものをおやりになる、こつちは技術的な側面です。具体的に一体どういふ社会保障制度をどういふ階層に適合していくか、こういうことをやつてもらうのだ、こういうことなんです。いわゆる学問的な基礎的な研究の上に技術的な側面も加味して具体的にこれを現在の日本の諸階層に当てはめていくという研究機関をつくりなさい、こういうことなんです。私は社会保障制度審議会は、うちの八木先生もおられるけれども、自分で書いて自分で納得して、ちよつとおかしいと思ふのです。それであなたのほうもこれをするのみにしてこういうものをつくつておるけれども、あなたのほうも節穴じゃないかという感じがするのです。これはニュアンスが全然違ふのです。これはお読みになると、まず「技術面の配慮がとくに肝要である。」と書いておる。

○梅本政府委員 その点は社会保障制度審議会の御意見にしましてもこちら勧告のほうにしても非常に文章が短いので、十分その点を尽くしてないと思ひますけれども、本案の審議の過程におきましても、先ほど八木先生が申されましたように、本研究は基礎的、学問的な研究をやる、それを制度

として政策として取り上げる場合には社会保障制度審議会において審議をし、それを法文化しあるいは行政として執行するといふ場合には厚生省としてやる、また労働省は労働者の関係でやるというところで、決してこれは社会保障制度審議会がこの研究所によつて要らなくなる、そういうことでもございせんので、社会保障制度審議会が政策なり制度を審議される場合、基礎的、学問的研究をやるようにといふふうな御趣旨であつたと考えております。

○滝井委員 私は社会保障制度審議会には要らぬと言つておるのじゃないのです。第六章の「社会保障の組織化」といふことの中に、有力な調査研究機関の設置を提唱しておる。ところがその提唱した趣旨は「この機関をして、社会保障のどのような方法がどのような階層に対して有効であり、どのような対象についてどのような組織で対処すべきかについて、専門的、実証的に検討させることが必要である。」といふことなんです。これはきわめて具体的なんです。抽象的、学問的ではないのです。技術的な側面なんです。だから、これはニュアンスが違ふでしよう。この文章は明らかに違ふのです。これは私の頭が悪いせいかもしれませんけれども、私が読んで受けるニュアンスと今度あなたの方の出しておるこの法文から出てくるニュアンスとは全然違ひ、いままで説明したものと、それでいまあなたの方の御指摘のように、社会保障制度審議会は偉い人ばかり集まつておるのだけれども、どうもおかしいことになつてゐる。これは趣旨に沿つて了承すると言ひてあるけれども、幾分は沿つてゐるが、自分たちの

言つたことにはちよつとも沿つていない。この文章のニュアンスとは全然違ふといふことは明らかだ。これはあなたの方に言つてもしよるが、いけません、社会保障制度審議会がそのように了承しておるようであるけれども、それは悪いことばではあなただけの目も節穴だといふことになる。これは読んだら同じと違ふでしよう。あなたは同じと言ひておるのですか。この文章はびつと書いておるでしよう。社会保障のどのような方法がどのような階層に対して有効であるかといふことは——社会保障制度審議会は階層を三つに分けになつておる。社会保障といふものは普通の階層と中ぐらゐの階層、それから貧困階層との間にそれぞれ当てはめる政策を今度のこの勧告は具体的にしておるのです。ところがそれをやる場合に資料がなかつたから、具体的な資料をつくる調査機関をつくりなさいといふことだと思ふのです。それで出たものをあなたの方の具体的なそれをさかへに精密な政策として制度審議会におかけになる、こういうことだと思ふ。これはあなたの方の目も節穴であつたといふ証拠です。

次は、きのう以来留保しておいた医療費の基本問題研究員制度との関係です。まずお尋ねをいたしたいのは、今度の研究機関もそれぞ研究員が独立して研究するらしいのですが、日本の社会保障の中で医療費の問題というのが非常に重要な問題になつてきておるわけですね。したがつてこれが国民所得との関係といふものが重要であるように、今度の社会保障研究所も、先日以來の御説明によると、各国の社会保障制度の現状と動向とか、わが国の社会

保障制度の当面する問題点、特に基礎的な研究所ですね、それから社会保障の国民経済への影響、それから社会保障の所得の格差、それから人口構造の変化に伴う社会保障というように、非常に広範な研究をおやりになる。そうすると、医療費の基本問題研究員制度においてもこれと非常に関連のあることをおやりになるわけです。いままでわれわれが小山さんから聞きしたところによると、これはそれぞれ個々の研究員に四つの問題のテーマで研究してもらいます。だから別のことは言えませんが、社会保障研究所の研究員を委嘱したと 同じような形になるわけですね。医師の適正な働き、あと医療費についての考え方、まず第一にやるのはこれですね。それから医学の技術進歩に医療費をどのように織り込んでいくか、経済成長とのからみ合い、それから国民総所得と国民総医療費をどんな比例関係に置くか、国民所得の中で総医療費というものは何割くらい占めたいのか、どの程度の負担の能力があるのか、というような点が検討されるのだと思えますが、こういう四つの項目に重点を置いてやるのだという説明を、幾分ことは違いますが、そういう意味の御説明があったわけですね。この医療費の基本問題研究員制度というものは、いまどの程度の進捗状態になっておるのか。そして同時に、今度できる社会保障研究所との関係は、同じようなことを社会保障研究所も今度はやるわけですから、ここもさいせんから御説明になったように、経済学者、財政学者が中心になるわけです。医療費の基本問題研究員制度のほうも主として財政、経済学者が中心になってきてい

るわけです。この関係は一体どうなっておるかということ、もう一つ、厚生科学研究費の中で同じような研究がことしやはり行なわれる。昨年も行なわれていたのです。たとえばことしは国民皆保険下における自由診療の動向に関する件、保険医療における入院の病床、寝具及び給食の適合性等に関する研究、社会保険制度に関する障害等級区分の基礎理論に関する研究、これら具体的な問題を研究しようとする、国民の医療の負担能力という問題との関連が出てくるわけですね。いままでは厚生科学研究費と小山さんのほうの医療費の基本問題の研究、二つでよかったが、今度はその中に社会保障研究所が入ってくるのです。小山さんのほうと社会保障研究所との調整ですね。

○小山政府委員 まず最初にお尋ねの医療費基本問題研究員の研究の進行状況を簡単に申し上げます。この研究員による研究は昨年の八月上旬から開始をいたしております。これは御承知のとおりいろいろの事情からいたしまして実際の研究員がきましたのが八月の上旬でございます。それで、研究がはじまりましたのが去年の八月上旬からでございます。それで研究が始めるにあたりまして、研究員の人々が集まって研究の態度、あり方等について基本的な相談をしたわけでありまして、その際に特に研究員の人々が明らかにいたしました点は、自分たちは厚生大臣から個々に研究を委託されている。このためにはあきまではつきりしていい。しかしながらお互いの研究といふものには相互の関連があるから、お

互いの研究成果というものを効果あらしめるためには、前提となるような事項の認識については、できるならば共通の認識に立つて研究を進めていくという努力をしようじゃないか。その上で、研究結果について所見を異にするということがあるならば、これはその点はつきり研究報告を出そうじゃないか、これが一つでございます。それからもう一つは、特に研究員の一部の人からこの点を明らかにしてほしいということでも明らかにされたのでありますが、自分たちの研究というのは当面の中央社会保険医療協議会の審議というものと直接の関係は持たないのだ、この点をはつきりしていこうじゃないか、こういふようなことで研究に取りかかったわけでありました。その場合に、大まかな分け方といたしまして、研究は八月から開始して四十三年の三月までに報告を提出するというこの予定というものは守っていい。そういふふうにするためには、全体の期間を大きく前半と後半に分けよう。前半には、おもにおのおのが研究をするにあたって持たなければならぬ共通の基本的な事項についての認識をなるべく一致させるということに主眼を置いて、いろいろの方面から話を聞きながら、同時に自分たちも自由討議をしながら共通の認識を持つように努力をしよう。それから後半には、そういって整備された共通の認識に立つて各人の個別研究を進めていこう。各人の個別研究を進めていく場合に、厚生省の省令で明らかにされている事項をもう一回自分たちが学問的な見地に立つて再構成してみても、おのおの学問的体系とのつながりからいって最も効果的な

ようなくらいに再構成をして、そしてそれぞれ研究の分担というものをきめて、なるべく相互に関連があるようにしていこう、こういう打ち合わせをしたのであります。それでいま申し上げました前半の研究については、昨年の八月からちょうどことしの二月一ぱいまで、たぶん全部の人々が集まっていたという話を聞いたかと思いますが、そのほかに二、三の研究員が集まってやるといふような会合も四、五回入ったようでありまして、またその間に若干の視察というふうなものも入ったようでございますが、大体それで一通り共通の認識というものを整理をした。その概略を申し上げます。まず医療といふものの長期間にわたる需給の趨勢といふものを明らかにして、将来日本の医療の需要と供給とがどういふふうになるかといふことについて研究をしよう、これが一つでございます。この場合に長くかかっています。大体研究員の人々が詰めた範囲では、日本のこの種の資料で信頼できるものはやはり戦後のものに限られるし、しかも戦後のものでも、昭和二十二、三年のものは信頼度は必ずしも十分でないし、あとの比較もできぬ、したがってまず大体信頼度の置ける、利用価値のある三十年代くらいのものから始めて、将来のものとしては少なくとも昭和四十五年くらいまでの趨勢といふものを判断してみよう、ごてて申し上げましたがそれが一つでございます。それから第二の認識は、こういって需給の動向とも申し上げますが、そうい

て、しかるべき時期にもう一回相互の研究の間の調整をはかつていくことにしようということで、一番最初に申し上げました医療の長期趨勢の問題は東大の嘉治助教授、それから二番目の医療に関する技術的組織の適正化という問題については、慶応大学の外山教授、それから経営の適正化という問題は、上智大学の高宮教授と横浜国立大学の伊藤助教授、それから三番目の公共性の觀念については、一橋大学の公共性教授と慶応大学の熊教授、これに必要に応じてほかの人も議論に参加する、それから四番目の需要の組織の適正化の問題については、一橋大学の橋本教授と慶応大学の外山教授が担当する、こんな分担を進めようじゃないかというところで、いまちょうど各人の個別研究に入り、ときに集まりながら、自分はどういう方針で自分の個別研究を進めていくかという問題について、ほかの人から若干批判を聞きながら今後の研究を進めていく、こういう段階に入っているようであり、いまのところはこういう研究を進めていく、大体ことしの秋から年内ぐらいに各人の構想をまとめ、相互の調整を終えて、来年の一月からそれぞれ自分の分担についての研究結果の報告の起草にかかって、おそくも三月中には提出をする、大体こんな進行状況でございます。

それから二番目の問題としての医療費基本問題研究員の研究と、現在御審議をいただいております社会保障研究所法案による研究所の研究の關係でございますが、ただいま申し上げましたように、医療費基本問題研究員の人々によって行なってもらっております研

究は、適正な診療報酬の決定に資するという当面の政策的にかなうための研究をしてもらう、その意味で個別的研究であり、多分に実用との関連というものがそこにはつきり出ているわけであり、そういうような意味で、社会保障研究所において研究すべき事項に比べると、やや個別的で、応用的な傾向が強いものになっておる、こういう關係でございます。もし社会保障研究所ができましたならば医療費について私どもぜひやってもらいたいと思っておりますのは、私も正確に知らないで、ことばだけ言うので恐縮ですが、実は医療費のマネーフローというのをぜひやってもらいたいのであります。

この研究は日本では遺憾ながらどこでもやっておられないのであります、医療費の問題というところ負担能力がどうかとかいふこととかいう議論ばかりで、医療費というものが経済全体の循環の中で一体具体的にどういふふうの流れているかという基礎的なものが固まっておらずに、いかに学問的な扮装をこらしていわれている議論も、実はよく洗ってみると、肝心なところはかなり腰だめてやっています、こういう傾向があるわけであり、このために、どうも医療費の問題が、ほんとうの意味で基礎的がわかっていないものになり得ない。そういう意味で、現在私どもが、研究所ができたらずい手をつけてもらいたいと思っているのはそういうことでございます、非常にむずかしい研究でございますが、それから厚生科学研究費で今年度やつてもらおうと思っておりますものとの關係は、先ほど私が、現にこれらの人々によって進められております研究の

概要を申し上げたことで明らかでありますように、いまのところ直接これらのものは含まれていないのでございませう。

○溝井委員　そうしますと、医療費の基本問題研究員の成果というものは、四十三年の三月までに結論を出すというけれども、これは学者も忙しいので、必ずしも出るとは限らぬわけですね。しかし医療費の算定のルールをつくることになっていくわけですね。そうすると、いまのようなことではなかなか簡単にルールが出てこないわけですね。臨時医療報酬調査会がああいう形になって、政治的に西村さんが――きょうはおられぬけれども、つくったわけですね。いまのようなことではルールは出てこないわけですね。そうすると、いつの日にもルールが出るかわからぬので、ずっと研究していく、来年三月になつてやめるわけじゃないでしよう。結論が出て出なくても、来年三月にやめるのですか。

○小山政府委員　医療費算定のルールということはいろいろな意味を持たせて使われておりますので、私どもは、研究員の制度を充足させます際に、この点は非常に注意をしたのであります、少なくともそういういままで言われておったルールというものを必ず研究員の人々によってつくってもらおうという前提でこの制度はスタートしておりません。いまの医療報酬の問題の基礎になつていろいろの問題のいわば区画整理というものをなし遂げてもらつて、そうして医療費問題というものを秩序ある取り扱いで進められる基礎をつくってもらいたい、こういうことでございませう。したがって、これら

の人々によってなされます研究の結果が、いわゆる医療費算定のルールといわれるような形のものになるか、あるいは通常ルールといわれているものを考えていくための基礎的な考え方を整理するといふものになるかという点は、今後の研究の結果を待たなくてはならぬと思ひます。

なお、これを将来とも続けるかどうかという問題につきましては、お願いするときに、いずれの方も非常に忙しくて、しかも長期間にわたつてやるとは非常に困難だといふのを、ぜひということをお願いをしてやっておりますので、少なくともお願いしている人たちの關係においては、これは二年間で一応ケリをつけます、その上でもし出てまいりました結論にさらにいろいろな研究をつけ加える必要があるというところでありますならば、これは将来の問題ではありますけれども、しかも現在のこの制度に関する問題の担当者としての私だけの考えでございませうが、一応これはこれにして、あらためてどういふふうにするかということを考えておきます。

○溝井委員　そうすると、担当者としては来年三月までだ、それから先はそれから先で担当者として考えたい、こういう御発言があったのですが、実は高橋さんが主任ですね。一番ハワブトみたいになつておる。その高橋さんの談話の中に、これは七月十八日ごろの談話ですが、研究成果は医療協議会にかける――医療協議会にかけるということがどういふ独断から出てきたのか、私にはちよつとわからぬのです。それから医療費の適正化、医療の経営

の二点にしばつて研究する、それから一年半で結論を出す、こういうことになつておるわけですね。したがって、これは基礎的な、いまのように区画整理の研究であつて、これが医療協議会にかけられる筋合いのものでもないし、医療協議会とは何の關係もないわけですね。ところが本人たちはそう思ひ込んでおるのです。医療協議会にかけるといふ談話を発表している。これは健康保険組合から出ておる「健保ニュース」といふのがありますね、あの中にちゃんと出ておるのです。だからそういう關係があるわけですね。

そこでいまのように、あなたの言われるような――これは官房長よく聞いておいてもらいたいですよ。医療報酬の基礎的な研究をや、医療費の算定の基礎的な考え方ということになる、これは社会保障の基礎的な研究をあなたのはうはおやりになつてこられるものをつくつたのです。だからこれをわざわざ残さずに、そのまま高橋さんなり、外山さんなり、大熊さんなり、嘉治さんなり、高宮さんなり、伊藤さんなり、七人のはずだからもう一人いるはずなんです名前がわからぬ。こういう方々を研究員にお願いして、そしてあなたのはうでひとつおやりになつた方がいいのです。それをわざわざ医療費の基本問題研究員として置いておくとなかなか問題になるのです。だから、ここでひとつつくりおやりになつた方がいい。これは何もあつて出す必要はないのです。一年半とかなんとか――一年半でできなかったらまた考え直さなければならぬ、またもめるのですから、もうこの際こういう社会保障研究所というものができる

のですから、ここでひとつゆっくり研究員になって研究してください、こういうことではないかと思う。そうしてこういう厚生科学研究費——これは昨日は三千七百万とか五百万とか言っておつたけれども、あれは間違ひだった。これは私も調べてみたら三千三百九十万円です。そこで三千三百九十万円の中に、もう医療費の金を出さずに、関係者にこれだけの金を出すならこの金を研究所でもらつて、ここで総合的にやっていくという態勢をとるほうがいいのですよ。そうしないと、われわれも資料を医療費の基本問題研究員のももらなければならぬ、厚生科学研究所のももらなければならぬ、それから今度は社会保障研究所のももらなければならぬということでは困ると思うのですね、どうせ委託しておるのですから。だから高橋先生たちに、今度所管がえをしてここでやっていただきましよう、その成果は官房で握る、そうしてそれを各局に持っていく、こういう形にして、いま小山さんの御説明になったようなことならば、何もあわてふためく必要はないのですから、とりあえずこれは十月には設立の準備委員会ができるでしょう。そのときになれば、これは吸収してもらつて、そうして一月に発足するときには正式にその——どうせ厚生省の研究員になつていただいておりますから、非常勤の研究員ですか、なつてもらつておやりになつていいわけでしょう。そういうようにいろいろものができれば、やはりなるべく一本に簡素化して統合してもらつて、そうして研究の自由を確保していただく。さいせん小山さんの御説明の趣旨というのは、この

研究所の趣旨とちつとも変わらぬわけですよ。小山さんのほうでもこれは支障はないと思うのです。まさか厚生省の特殊法人である社会保障研究所になつたからといって、おれはもう研究をやめるといふそれほどの学識者はいないと思う。そういう学者ならもう研究をやめてもらつてけつこうじやないですか、それほど感情的になるのなら。どうでしょう、それはできるでしょう。

○小山政府委員 まず最初に、先生のお読み上げになつたものでございますが、私それは間違ひだと思ひます。明瞭に間違ひでございます。中央社会保険医療協議会との関係を一番はつきりしたいという主張を持つておられる方が高橋教授なんでございます、その当の高橋教授が……。

○滝井委員 ちよつと待つてくださいます。

○田口委員長 暫時休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕